

奈良先端科学技術大学院大学博士後期課程の社会人学生に対する企業推薦による授業料の免除に関する要領

令和7年9月16日

学長裁定

(目的)

第1条 この要領は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）博士後期課程の社会人学生に対して、所属する企業からの推薦により授業料を免除することで、社会で求められるより高度な知識及び技術の習得を図り、もって優れた人材の育成並びに当該知識及び技術の社会への還元の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「大型共同研究」とは、授業料の免除を受ける各年度における研究経費の直接経費が400万円以上の共同研究をいう。この場合において、共同研究が複数年度にわたり、かつ、研究経費が年度ごとに分けて納付されないときは、当該研究経費を月割りし、各年度における研究経費の直接経費を算出する。

(申請資格)

第3条 博士後期課程の社会人学生に対する企業推薦による授業料の免除（以下「企業推薦授業料免除」という。）は、本学の博士後期課程に入学した者であって、所属企業からの推薦を受けたもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「免除資格学生」という。）が申請することができる。

- (1) 企業推薦授業料免除を受ける年度において、推薦を行った所属企業と本学との間で共同研究が進行しており、当該共同研究の契約書に共同研究員として記載されている者
- (2) 企業推薦授業料免除を受ける年度において、推薦を行った所属企業と本学との間で大型共同研究が進行しており、当該大型共同研究の契約書に研究担当者として記載されている者

(申請)

第4条 企業推薦授業料免除を受けようとする免除資格学生は、本学が指定する期日までに次に掲げる書類を学長に提出し、申請しなければならない。

- (1) 申請書（別紙様式第1号）
- (2) 推薦書（別紙様式第2号）
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 企業推薦授業料免除の取扱いは、春学期及び秋学期の区分によるものとし、共同研究の契約書に共同研究員として記載される期間又は大型共同研究の契約書に研究担当者として記載される期間に含まれる学期に係る授業料の免除

申請を行うことができる。ただし、共同研究員又は研究担当者として記載される期間が、学期の途中から開始し、又は途中で終了する場合は、当該学期に係る授業料の免除申請を行うことはできない。

(免除対象者の決定等)

- 第5条 学長は、前条第1項の規定により申請を行った免除資格学生のうちから、企業推薦授業料免除の対象者（以下「免除対象者」という。）を決定する。
- 2 大型共同研究における研究担当者については、研究経費の直接経費400万円につき1名までを免除対象者とする。
 - 3 免除対象者を決定する時期は、原則として、春学期入学者は5月、秋学期入学者は11月とする。
 - 4 学長は、免除対象者を決定した場合、前条第1項の規定により申請を行った免除資格学生に、企業推薦授業料免除の可否について通知する。この場合において、免除対象者への通知は別紙様式第3号により行う。

(免除の額)

- 第6条 企業推薦授業料免除の額は、対象となる学期の授業料全額とする。

(免除の取消し)

- 第7条 学長は、免除対象者から企業推薦授業料免除の辞退の申出があった場合は、当該免除の決定を取り消すものとする。
- 2 学長は、免除対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、企業推薦授業料免除の決定を取り消すことができる。
 - (1) 企業推薦授業料免除の期間中に第3条の規定に該当しなくなった場合
 - (2) 奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号）第70条第2項による懲戒処分を受けた場合
 - (3) その他学長が特に必要と認めた場合

(事務)

- 第8条 企業推薦授業料免除に関する事務は、事業推進部教育支援課が行う。

(雑則)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、企業推薦授業料免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。